

補償保険について

相互援助活動中に事故が起きた場合に備え、「地域子育て支援補償保険」（一般財団法人 女性労働協会）に加入しています。（センターとして加入していますので、会員に保険料の負担をお願いすることはありません。）

保険は、センターに事前に連絡のあった活動にのみ適用されます。（活動予定の連絡は、おねがい会員の責任において行ってください。）

① 依頼子ども傷害保険

依頼子どもが保育サービスを受けている間や、保育サービスを受けるために自宅とサービス提供会員宅や保育所等への往復途上（通常経路）において、急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被った場合に、サービス提供会員の過失の有無にかかわらず保険金が支払われます。この保険は傷害保険のため、ケガで入院したり、亡くなったりした場合を補償する保険です。（病気に関する補償や貯蓄を目的とした保険ではありません）

※往復途上を補償するためには、次の(a) (b)いずれの条件も満たすことが必要です。

(a) 対象となる事業の活動のために住居を出発する前に、加入者の名簿で被保険者が確定できること

(b) 活動日・場所が客観的資料（活動報告書等）で確定できること

（保険金が支払われる場合）

- ・ 依頼子どもが、階段から落ちてけがをした。
- ・ 依頼子どもが、犬にかまれてけがをした。
- ・ 依頼子どもが車に乗っていて自動車事故に遭いけがをした。
- ・ 提供会員が作った料理を食べた依頼子どもがウイルス性食中毒を発症した。

（保険金が支払われない主な場合）

- ・ 故意または重大な過失、自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって被った傷害
- ・ 酒気帯び運転、無資格運転中に被った傷害
- ・ 脳疾患、疾病もしくは心神喪失によって被った傷害
- ・ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被った傷害
- ・ 戦争・暴動などによって被った傷害
- ・ むちうち症、腰痛などで医学的他覚初見のないもの
- ・ その他「急激かつ偶然な外来」の条件を欠くもの（靴ずれ、しもやけ、日焼けなど）
等

② サービス提供会員傷害保険

サービス提供会員が、保育サービス提供中や、保育サービスを提供するため自宅と子ども宅や、保育所等への往復途上（通常経路）において、急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被った場合に保険金が支払われます。この保険は傷害保険のため、けがで入院したり亡くなったりした場合等を補償する保険です。（病気に関する補償や貯蓄を目的とした保険ではありません）

※往復途上を補償するためには、次の(a) (b)いずれの条件も満たすことが必要です。

(a) 対象となる事業の活動のために住居を出発する前に、加入者の名簿で被保険者が確定できること

(b) 活動日・場所が客観的資料（活動報告書等）で確定できること

（保険金が支払われる場合）

- ・サービス提供会員が、走ってくる依頼子どもを受け止めようとして支えきれずに転んでけがをした
- ・サービス提供会員が、依頼子どもを送った帰宅途中に雨でぬれた階段で滑ってけがをした
- ・サービス提供会員が、依頼子どもを乗せて車を運転中に自動車事故にあいけがをした
- ・サービス提供会員が作った料理を依頼子どもと一緒に食べていたところ、サービス提供会員がウイルス性食中毒を発症した等

（保険金が支払われない主な場合）

※依頼子ども傷害保険と同じです。

■ 傷害保険金額（補償額）

保険金の種類	依頼子ども傷害保険	サービス提供会員傷害保険
死亡保険金	300万円 （1事故について既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた額を差し引いた額）	350万円 （1事故について既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた額を差し引いた額）
後遺障害保険金	後遺障害の程度により 300万円から12万円 （1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となる）	後遺障害の程度により 350万円から14万円 （1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となる）
入院保険金 （1日当たり）	1,000円 （1事故について30日を限度とする）	2,000円 （1事故について180日を限度とする）

手術保険金	1,000 円 ×10 倍（入院中の手術）または 5 倍（入院中以外の手術）	2,000 円 ×10 倍（入院中の手術）または 5 倍（入院中以外の手術）
通院保険金 （1 日あたり）	1,000 円 （1 事故について 90 日を限度とする）	2,000 円 （1 事故について 90 日を限度とする）

③ 賠償責任保険

（施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険・受託者賠償責任保険・サイバーリスク保険）

被保険者（補償を受けることができる人）が、保育サービス等の提供中に他人（依頼子どもを含む。サービス提供会員と同居の親族を除く。）の身体または生命を害したり、財物を損壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金が支払われます。また、保育サービス等利用者からお預かりし、保育サービス等提供場所内あるいは保育サービス等に使用するために保育サービス提供場所外で管理している現金及び子ども預かりに必要な日用品（預かったものに限る）を保険期間中に損壊・紛失または、盗取・詐取された場合の、所有者に対する法律上の賠償責任も補償対象となります。

（保険金が支払われる場合の例）

- ・サービス提供会員の不注意でお湯がこぼれ、依頼子どもに大やけどをさせたことにより、賠償責任を負った（施設賠償責任）
- ・サービス提供会員が提供（調理）した食事やミルクが原因で、依頼子どもが食中毒を起こしたことにより賠償責任を負った（生産物賠償責任）
- ・依頼会員から預かっていたベビーカーを破損してしまったことにより賠償責任を負った（受託者賠償責任）
- ・サービス提供会員が、依頼子どもの個人情報記された名簿を紛失してしまい損害賠償を請求され、損害賠償責任を負った（サイバーリスク保険）等

（保険金が支払われない主な場合）

- ・保険契約者または被保険者の故意
- ・地震、噴火、洪水、津波または高潮
- ・戦争、暴動、変乱、騒じょうまたは労働争議
- ・被保険者と同居する親族に対する賠償責任
- ・排水または排気（煙を含む）に起因する賠償責任
- ・次にあげるものの所有、使用または管理に起因する賠償責任（施設賠償責任保険のみ）
ア、自動車、原動機付自転車または航空機

- イ. 施設外における船・車両（原動力がもっぱら人力である場合を除く）
 ウ. 施設外における動物 等

■保険金額（支払限度額）

項目	支払限度額
施設賠償責任保険	対人・対物合算 1名・1事故 2億円
生産物賠償責任保険	対人・対物合算 1名・1事故・保険期間中 2億円
初期対応費用 （施設賠償責任保険と生産物賠償責任保険部分で対象となる）	1事故 1,000万円 （うち、身体障害についての見舞金・見舞品購入費用は被害者1名につき10万円限度、風災見舞費用の支払限度額は、1被害世帯・法人等につき10万円、1事故100万円が限度）
訴訟対応費用 （施設賠償責任保険と生産物賠償責任保険部分で対象となる）	1事故 1,000万円
受託者賠償責任保険	1事故 10万円 保険期間中 50万円
サイバーリスク保険	【賠償責任部分】 1請求・保険期間中 500万円 【サイバーセキュリティ事故対応費用部分】 1事故・保険期間中 50万円

④ お見舞金制度

依頼子どもの加害事故、活動に起因した熱中症（熱射病や日射病）、感染症（インフルエンザやノロウイルス、新型コロナウイルス）、車での送迎中の事故についてお見舞金が支払われます。

（お見舞金が支払われる場合）

ア. ケガ、病気

- ・サービス提供会員の家族が依頼子どもにけがを負わされた
- ・サービス提供会員または依頼子どもが熱中症にかかった
- ・サービス提供会員またはその家族が依頼子どもにインフルエンザをうつされた
- ・サービス提供会員またはその家族並びに依頼子どもが、活動が原因で新型コロナウイルスに感染した

イ. 物損

- ・依頼子どもにサービス提供会員の家の物を壊された
- ・依頼子どもにサービス提供会員の車を傷つけられた
- ・サービス提供会員が当て逃げにあい、車を傷つけられた
- ・サービス提供会員の運転ミスで自分または他者の車を傷つけた

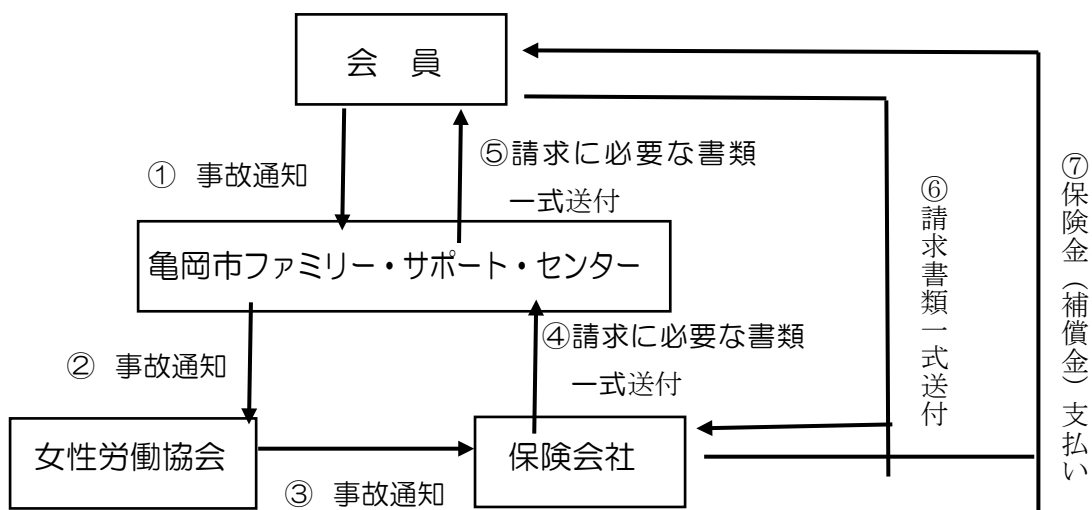
ウ. その他

- ・不測の事態が生じ、サービス提供会員が支出を余儀なくされた（その額及び使途が社会通念上妥当だと女性労働協会が認めたものに限る）

（お見舞金が支払われない場合）

- ・サービス利用会員の家で子どもを預かっていたとき、子どもが自分の家の物を壊した
- ・車での送迎中、サービス提供会員が対人事故を起こして他人を死傷させた

⑤ 事故が発生した際の手続き



事故発生時について

☆ 事故が発生した場合は、速やかに亀岡市ファミリー・サポート・センターに連絡し、以下の事項を報告してください。

事故の「日時・場所・原因及び状況」等、相手がいる場合（賠償責任）は、その「氏名・住所・生年月日」等

☆ 保険金請求時に必要な書類

≪依頼子ども傷害保険・サービス提供会員傷害保険の場合≫

- ・保険金請求書
- ・医師の診断書（請求金額が30万円以下の場合は原則「診断書」の提出は不要
- ・領収証
- ・その他保険会社より個別に請求されたもの

≪賠償責任保険の場合≫

物損事故

- ・保険金請求書
- ・示談書等
- ・修理の明細がわかる見積書または、請求書及び領収書
- ・壊れた物の写真
- ・その他保険会社より個別に請求されたもの

人身事故

- ・保険金請求書
- ・示談書等
- ・被害者の医師の診断書
- ・被害者の医療費の領収書
- ・その他保険会社より個別に請求されたもの

ファミリー・サポート・センターが開催する行事については「福祉行事保険」に加入します。